

水道法に基づく水質基準

2009. 4. 1施行

番号	項目	基準値	番号	項目	基準値
基01	一般細菌	1ml中100個以下	基31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/1以下
基02	大腸菌	不検出	基32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/1以下
基03	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/1以下	基33	鉄及びその化合物	0.3 mg/1以下
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/1以下	基34	銅及びその化合物	1.0 mg/1以下
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/1以下	基35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/1以下
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/1以下	基36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/1以下
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/1以下	基37	塩化物イオン	200 mg/1以下
基08	六価クロム化合物	0.05 mg/1以下	基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/1以下
基09	アン化物イオン及び塩化アン	0.01 mg/1以下	基39	蒸発残留物	500 mg/1以下
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/1以下	基40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1以下
基11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/1以下	基41	ジオスミン	0.00001mg/1以下
基12	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/1以下	基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下
基13	四塩化炭素	0.002 mg/1以下	基43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/1以下
基14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下	基44	フェノール類	0.005 mg/1以下
基15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	基45	有機物(TOC)	3 mg/1以下
基16	ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	基46	pH値	5.8以上8.6以下
基17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下	基47	味	異常でないこと
基18	トリクロロエチレン	0.03 mg/1以下	基48	臭気	異常でないこと
基19	ベンゼン	0.01 mg/1以下	基49	色度	5 度以下
基20	塩素酸	0.6 mg/1以下	基50	濁度	2 度以下
基21	クロロ酢酸	0.02 mg/1以下	<p>※ 原水の検査は消毒副生物(20~30)及び味(47)の検査を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生上必要な処置(昭和32年12月14付 厚生省令第45号) 残留塩素(遊離型)・・・0.1mg/1以上 アンモニア態窒素 <p>給水の管理を適切に行っていく上で有効な水質指標</p>		
基22	クロロホルム	0.06 mg/1以下			
基23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/1以下			
基24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/1以下			
基25	臭素酸	0.01 mg/1以下			
基26	総トリハロメタン	0.1 mg/1以下			
基27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/1以下			
基28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/1以下			
基29	ブromホルム	0.09 mg/1以下			
基30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/1以下			